

ペアレントメンター Cafe

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者によるグループ相談会を開催します。

▶日時 11月29日(土) 10時～12時

▶場所 東公民館 1階和室

▶対象 発達障がい(診断を受けていない場合も含む)のある子どもの親

※ 子どもの年齢制限なし

▶定員 5人

▶申し込み方法 電話申し込み

▶締め切り 11月20日(木)

▶申込先・問い合わせ

福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

後期高齢者医療保険は原則75歳以上の人を対象とした制度ですが、65～74歳で一定の障がいがある人も加入できます(障がい認定)。

後期高齢者医療制度に移行することで、保険料(税)の増減や医療機関での窓口負担額などが変更になる場合があります。まずは個別にご相談ください。

▼一定の障がいとは

身体障がい者手帳1～3級、身体障がい者手帳4級の一部、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級、障がい年金1級・2級

65～74歳で一定の障がいがある人 後期高齢者医療保険に加入できます

障がい認定により後期高齢者医療制度に移行する場合は、申請が必要です。次の必要書類を持って保険課の窓口へお越しください。

▼必要書類

- ・加入している保険の資格確認書など
- ・手帳または受給している障がいの年金の証書
- ・マイナンバーが確認できるもの
- ・窓口に来る人の身分証明書(免許証など)

▼申請先・問い合わせ

保険課医療保険係

☎985-41107

適切に使いましょう 子どもの医療費助成

子どもたちが健やかに成長し、経済的な面で安心して医療を受けられるよう、町では医療費を助成しています。

「子ども医療費受給資格証」を正しく使用し、適正受診を心掛けましょう。

▼適正受診のためのポイント

急病などやむを得ない場合を除き、時間外・深夜・休日の診療を控えましょう。

夜間や休日に子どもの体調が悪くなったときは、子ども医療費相談「#8000」が便利。医師

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間「虐待かも?」と思ったら、すぐに連絡を

児童虐待防止するためには、地域の皆さんが「子どもへの関心を持つこと」が重要です。虐待かどうか迷った場合でも、まずはご相談を。

▼見逃せない子どもからのサイン

- ・いつも泣き声や叫び声が聞こえる
- ・原因不明のけが(あざ、やけど、打撲など)がある
- ・表情が乏しく元気がない
- ・態度がおどおどしている

・衣服や体が不潔である

・家に帰りがたがらず家出をする

・理由もなく学校などを休む

▼相談機関

子育て支援課(こも家庭センター係)

☎985-4189

県福祉総合支援センター

☎922-5040

児童相談所 虐待対応ダイヤル

☎189



や看護師が、応急対処の方法や病院を受診すべきかどうかのアドバイスをくれます。詳しくは、まさきお役立ちカレンダーで確認を。

▼学校などの管理下で負傷した場合

日本スポーツ振興センターの災害共済給付金が優先です(登下校中、部活動中を含む)。子ども医療費受給資格証を使用せず(受診し、後日在籍している学校などを通じて給付金を申請してください(自己負担額と加算額が支払われます))。

☎子育て支援課児童福祉係

☎985-4114

75歳以上の皆さんへ 歯科口腔健診を受けましょう

お口の健康は、全身の健康にもつながります。ぜひ受診しましょう。

▼対象者 愛媛県後期高齢者医療の被保険者 ※6カ月以上継続して入院している人、障がい者支援施設・

のぞみの園の設置する施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険施設などに入所(居)している人、治療中の人は対象外

▼期限 令和8年2月28日(土)

20歳以上の皆さんへ 成人歯科健診を受けましょう

成人の約80%がかかっているといわれる歯周病。初期は自覚症状が現れにくく、知らない間に進行していることもあります。早期発見・早期治療のため、年に1回は歯科健診を受けて、口の健康を守りましょう。

▼対象 町内に住民登録のある20～74歳の成人

▼受診期間 令和8年3月31日(火)まで ※年度で1回のみ

▼場所 松前町・伊予市・砥部町の協力歯科医院

▼料金 500円(受診時にお支払いください)

▼内容

むし歯、喪失歯の状態などの歯科健康診査、歯周病スクリーニング検査、簡易な歯周ポケットの検査

※治療は含まれません。

▼受診方法

申込書を左の申込先に提出するか、左下のQRコードから申し込みをした後、協力歯科医院に予約を取って受診してください。

▼申込先・問い合わせ

健康課健康増進係

☎985-4118



ロカジ松前校 第2期生を募集します!

松前町が提供する無料のビジネス学習カリキュラム「ローカルビジネスカレッジ松前校(通称:ロカジ松前校)」の第2期生を募集します。町内の中小企業者や起業を目指す人、学生の皆さんなど、事業を成長させたい(始めたい)人は、ぜひご参加ください!

●開催日程 12月から令和8年3月まで

●募集定員 10名

(応募者多数の場合は、講師により応募動機などで選考します)

●受講 無料

●応募方法 右のQRコードから申し込み(応募要件を確認してから申し込みをしてください。)

●申込期限 11月18日(火)



ロカジ松前校とは?

地域に根ざしたビジネスの成長を支援する松前町主催の実践型グループコンサルティングプログラムです。ここでは、多くの学びの機会を提供します。

- ・オンライン動画「売れる力」「SNS・Webマーケティング」「採用・組織づくり」などの学習
- ・月6回程度開催のオンライン・グループコンサルティングで講師から個別のレクチャー
- ・チャットによる講師への相談を随時受け付け

第1期受講生の声

「事業課題に向き合い、学びを実践に活かすことで新たな成長を遂げることができました」



●問い合わせ

産業課商工振興係 ☎985-4120

不法投棄はやめましょう

農業用廃プラスチックの回収

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物です。農業をする人は「自らの責任」で適正に処理することが義務付けられています。

次の通り回収しますので、きちんと分別して、資源を有効活用しましょう。

▶日時

11月26日※ 9時～11時

▶場所

伊予カントリーエレベーター
(北伊予)
松山市農協岡田野菜集荷場
(岡田・松前)

▶回収対象と分別方法

- ・塩化ビニール
(農ビマークがあるもの)
※ 塩化ビニール製のひもで縛ること
※ パイプは45cm以下にカットすること
- ・ポリ、マルチ(シルバー・銀黒除く)、肥料袋、洗浄済みの農業ポリボット、マイカー線、灌水チューブ、育苗ポット、育苗箱、タイベック、寒冷紗、キャリー、ロールラップなど
※ 中身が見える袋に入れるか、マイカー線やポリ製のひもで縛ること
- ・糸入りビニール、マルチ(シルバー・銀黒)、畦畔シート、編み込みの肥料袋など

☎松山市農協資材部
☎968-1255

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除(最低65万円)を引いて求めます。

▼夫の配偶者控除・配偶者特別控除
妻のパート収入が123万円以下なら配偶者控除を、201万6千円未満なら配偶者特別控除を受けられます。ただし、夫の収入が119.5万円を超える場合は受けられません。

▼妻の税金
パート収入が123万円以下なら所得税は課税されませんが、町県民税は課税されることがあります。町県民税には所得割と均等割があり、それぞれ課税される場合のパート収入額は下の表の通りです。

配偶者のパート収入	103万円以下	103万円超 110万円以下	110万円超 123万円以下	123万円超 160万円以下	160万円超 201万6千円未満	201万6千円以上
配偶者控除※1	○				×	
配偶者特別控除※1		×		○	○※2	×
配偶者の所得税	非課税			課税		
町県民税	非課税			課税		
町県民税	均等割	非課税		課税		

※1 夫の給与収入が1,095万円超の場合は、段階的に控除額が減額します。
※2 配偶者のパート収入額に応じて、段階的に控除額が減額します。

採用競争力の強化、雇用の維持などのために正規従業員の賃上げを実施する町内の事業者は、応援奨励金を給付しています。主な対象要件などは、下の表のとおりです。対象要件の賃上げ期限が迫っているため、申請を考えている場合は、注意してください。

詳しい内容は、下のQRコードから確認してください。

▼申請期限 令和8年2月27日(金) ※郵送の場合は、締切日の消印有効。

▼奨励金額 賃上げした正規従業員1人につき5万円(上限25万円)
※既に申請済の場合は対象外

▼対象賃金 基本給のみ

主な対象要件	① 正規従業員の基本給を令和6年12月に支給した基本給と比較して25%以上の引き上げを行っている。 ② 12月31日までに引き上げ後の基本給により算定した賃金を支給している。
対象事業者	・町内に本店を置く中小企業者 ・町内に本店を置くか、住所がある個人事業主

☎申込先・問い合わせ
産業課商工振興係
☎985-4120
✉212syoko@town.masakichime.jp

パートで働いている人へ
パート収入と税金令和7年度
宝くじ助成事業で整備

自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業で、筒井地区にコミュニティ備品(印刷機など)が整備されました。

秋の行楽シーズンに
松山圏域×広島圏域の交流補助

松山圏域や広島圏域で、団体同士の交流や、団体のイベント出展などにかかる公共交通運賃や貸切バスの利用料を補助します。詳細はホームページ(右のQRコード)から確認してください。

☎財政課企画戦略係 ☎985-4103



適切な課税を行うために
土地利用変更・家屋取り壊しの場合は届け出を
適切な課税を行うため、次の事由があったときには必ず届け出をしましょう。
届け出に関する詳細は、お問い合わせください。

▼土地の使い方が変わったとき
固定資産税は、毎年1月1日時点の現況で評価します。土地の使い方が変わった場合は、年内に税務課に届け出てください。

▼家屋を取り壊したとき
固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方方法務局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出る必要があります。届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。
☎税務課資産税係
☎985-4111

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です
「社会保険料控除証明書」が送付されます

Q 控除証明書って何ですか

A 令和7年中に納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。年末調整や確定申告で「社会保険料控除」の適用を受けるときは、申告書に控除証明書や領収書を添付・提示することが義務付けられています。

Q 控除証明書は、誰に、いつ送られますか

A 令和7年1月1日～令和7年12月31日の間に、国民年金保険料を納めた被保険者本人に送付されます。送付時期は次のとおりです。
【9月30日までに納付した人】10月下旬～11月上旬
【10月1日以降に納付した人】令和8年2月上旬
※ マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、書面の郵送を

年金Q&A

停止し、より早く電子データを受け取ることができます。詳しくはお問い合わせください。

Q 大学生の息子の国民年金保険料を納めました。まとめて申告できますか

A 配偶者や子どもなどの負担すべき国民年金保険料を納めた場合、その保険料額も合わせて申告することができます。

Q 紛失した場合はどうすればいいですか

A 再発行ができますので、ねんきんダイヤルか年金事務所へお問い合わせください。

☎ねんきんダイヤル
松山西年金事務所
町民課住民係
☎0570-05-1165
☎925-5105
☎985-4106

平成9年～平成20年度生まれの女性へ HPV（子宮頸がん予防）ワクチンについて

経過措置の対象者が公費で接種できるのは、令和8年3月31日までです。2回目と3回目の接種には3か月以上の間隔を空ける必要があります、遅くとも今年の12月末までに2回目のワクチンを接種する必要があります。

公費による接種が終了となる令和8年の3月末は、予約が取りづらくなる可能性もありますので、余裕を持ったスケジュールでの接種をご検討ください。

▼対象

町に住民登録のある平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの人で、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間に1回以上HPV（子宮頸がん予防）ワクチンを接種している女性

問 健康課総務係

☎ 985-4153



心を込めて作ったお弁当を販売します♪ 「まさきマルシェ」開催

町内の障がい者就労支援事業所を中心に、複数の事業所が製造したお弁当の販売を行います。お弁当以外にも、お菓子や手作り雑貨などの販売も予定しています。

買って、食べて、地域の福祉と一緒に応援しましょう。

※数量限定・売り切れ次第終了

▼日時 11月5日～26日の毎週水曜日 12時～13時

▼場所 庁舎1階ロビー

▼金額 弁当500円～

問 福祉課障がい福祉係

☎ 985-4112



伊予消防等事務組合 会計年度任用職員募集

- ▶ **職種（募集人数）** 施設管理者（2人以上）
- ▶ **職務内容** 窓口・電話対応、施設清掃（火葬炉区画を除く）、書類作成など
- ▶ **勤務場所** 伊予地区広域斎場「聖浄苑」（伊予市大平甲1968-1）
- ▶ **勤務時間** 週3～5日程度 8時30分～17時 相談可能
※ 都合により時間外勤務あり
- ▶ **給料** 月給179,709円～（週5日、8時30分～17時の勤務の場合）勤務日数、勤務時間により増減あり
- ▶ **手当** 通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当

- ▶ **申込期間** 11月4日（火）～28日（金）必着
8時30分～17時15分（土・日、祝を除く）
- ▶ **申し込み方法** 申込書と履歴書（聖浄苑のホームページ（下のQRコード）からダウンロード）に必要事項を記入し、伊予消防署へ持参するか郵送をしてください。



- ▶ **申込先・問い合わせ**
〒799-3111 伊予市下吾川950-3
伊予消防等事務組合事務局 ☎ 982-0119